

資料①－2（総）

2023年度

地方独立行政法人岐阜県総合医療センター 年度計画

2023年3月28日 届出

1 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するための取組

1-1 診療事業

岐阜県地域医療構想に基づき、岐阜圏域の基幹病院として、近隣の医療機関との役割分担・連携のもと、高度急性期医療、急性期医療、先進医療及び政策医療等の県民が必要とする医療を提供する。

1-1-1 より質の高い医療の提供

(1) 高度医療機器の計画的な更新・整備

第3期中期計画期間中の主要医療機器の更新・整備計画に基づき、当センターの機能を果たすために使用状況・配置台数等を十分に検討し、更新・整備を進める。

(2) 医師、看護師、コメディカル等の医療従事者の確保

長期的に安定した運営に必要な医療従事者等を確保するため、計画的・効果的な職員採用に努める。

また、働き方改革に向けた医師のタスク・シフト（シェア）を進めるため、看護師、コメディカル等の安定的な確保と適切な配置を目指すとともに、各種研修の受講を促進する。

(3) 医師、看護師、コメディカル等の人材育成の充実

【医師】

国内外先進病院への研修派遣により、優れた医師を養成する。

また、高度専門医療の水準の維持・向上のため、専門医や研修指導医等の取得に向けた研修体制の充実（各種学会や研修会参加支援等）を図る。

【看護師】

より水準の高い看護を提供するため、認定看護師や専門看護師、特定行為看護師等の資格取得又は認定看護管理者の資格取得を目指す看護師に対しては、中長期的に研修・講習に参加できる体制を引き続き確保する。また、特定行為看護師については、特定行為看護師指定研修機関として引き続き外科術後病棟管理領域パッケージを院内外の看護師に対して実施し、より高度な医療に対応できる人材を育成する。

・2023年度 受講予定

特定行為看護師4人（急性期診療モデル1人、外科術後領域3人）

認定看護管理者9人（ファーストレベル8人、サードレベル1人）

・2023年度 資格試験予定

専門看護師1人（がん看護）、認定特定看護師1人（クリティカルケア）

【コメディカル】

診療放射線技師、臨床検査技師、薬剤師等の医療技術者について、専門性の向上に向

けた研修・講習会、タスク・シフト（シェア）に関する研修会への参加を支援し、高度医療に対する知識・技術を有する職員を養成する。

<p>【中央放射線部】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医学物理士 ・救急撮影認定技師 ・MR専門技術者 ・放射線治療専門放射線技師 ・放射線管理士 ・放射線治療品質管理士 ・検診マンモグラフィー診療放射線技師 ・臨床実習指導教員 ・血管撮影・インターベンション専門診療放射線技師 ・Ai認定診療放射線技師 ・画像等手術支援 認定診療放射線技師 ・災害支援認定診療放射線技師 ・その他各種学会、研修会等への参加 	<p>希望人数と業務内容を考慮し、必要とされる資格の取得計画、研修会等への参加計画を策定した上で、各種資格取得・研修会等への参加のための支援を行う。</p>
<p>【中央検査部】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・超音波検査士 ・心臓リハビリテーション指導士 ・認定心電検査技師 ・日本エコー団学会認定検査技師（マイスター） ・日本超音波医学会認定指導検査士（腹部領域） ・認定一般検査技師 ・認定輸血検査技師 ・二級緊急臨床検査士 ・二級臨床検査士（微生物学・循環生理・呼吸生理） ・その他各種学会、研修会等への参加 	
<p>【病理部】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・細胞検査士 ・二級臨床検査士（病理学） ・遺伝子分析科学認定士（初級） ・認定臨床染色体遺伝子検査師 ・その他各種学会、研修会等への参加 	
<p>【薬剤部】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・がん指導薬剤師 ・外来がん治療認定薬剤師 ・感染制御専門薬剤師 ・抗菌化学療法認定薬剤師 ・日本糖尿病療養指導士 ・栄養サポートチーム（N S T）専門療法士 ・小児薬物療法認定薬剤師 ・緩和薬物療法認定薬剤師 ・妊婦・授乳婦薬物療法認定薬剤師 ・腎臓病薬物療法認定薬剤師 	

<ul style="list-style-type: none"> ・腎臓病療養指導士 ・救急認定薬剤師 ・上級医療情報技師 ・周産期管理チーム薬剤師 ・心不全療養指導士 ・アレルギー疾患療養指導士 ・認定実務実習指導薬剤師 ・日病薬病院薬学認定薬剤師 ・その他各種学会、研修会等への参加 	
<p>【中央リハビリテーション部】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・がんのリハビリテーション研修 ・3学会合同呼吸療法認定士 ・心臓リハビリテーション指導士 ・認定理学療法士 ・医療安全管理者養成研修 ・AHA BLS ICLS プロバイダ ・日本摂食嚥下リハビリテーション学会認定士 ・認定ハンドセラピスト ・厚生労働省指定臨床実習指導者講習会 ・その他各種学会、研修会等への参加 	
<p>【栄養部】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本糖尿病療養指導士 ・栄養サポートチーム（NST）専門療法士 ・病態栄養認定管理栄養士 ・がん病態栄養専門管理栄養士 ・腎臓病病態栄養専門管理栄養士 ・糖尿病病態栄養専門管理栄養士 ・摂食嚥下リハビリテーション栄養専門管理栄養士 ・心臓リハビリテーション指導士 ・アレルギー疾患療養指導士 ・その他各種学会、研修会等への参加 	
<p>【臨床工学部】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・血液浄化専門臨床工学技士 ・不整脈専門臨床工学技士 ・呼吸治療専門臨床工学技士 ・高気圧酸素治療専門臨床工学技士 ・手術室関連専門臨床工学技士 ・内視鏡業務専門臨床工学技士 ・心・血管カテーテル専門臨床工学技士 ・臨床ME専門認定士 ・体外循環技術認定士 ・透析技術認定士 ・呼吸療法認定士 ・日本アフェレシス学会認定技師 ・医療機器安全管理責任者研修会 	

<ul style="list-style-type: none"> ・透析液安全管理責任者セミナー ・I C L S認定インストラクター ・A H A - B L Sプロバイダーコース ・A H A - A C L Sプロバイダーコース ・その他各種学会、研修会等への参加 <p>【事務局】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・がん相談支援センター相談員基礎研修1・2、3 ・救急認定ソーシャルワーカー ・脳卒中療養相談士 	
---	--

(4) 高度先端医療の推進

高度先端医療など新しい医療技術について研究及び研修を行うとともに、高齢化社会に向けたより低侵襲な治療を積極的に導入する。また、がんや小児の分野におけるゲノム医療を積極的に取り組み、遺伝子レベルで病態を把握することにより、個々の患者に合った最適な医療を効率的に提供する。

(5) 専門性を発揮したチーム医療の推進

医師・看護師・薬剤師のほか、コメディカル等の専門的知識を有した医療従事者が、医療ニーズに合わせたより質の高い医療を提供するために協働及び連携し、情報の共有化を行う。

また、チーム医療を進める上で、医療従事者は専門性の高い知識や技術を習得し、ガイドラインやプロトコル等を活用した治療の標準化の浸透を図る。

(6) I C T（情報通信技術）やA I（人工知能）等の活用

準夜帯や深夜帯における放射線専門医による画像コンサルテーションを引き続き実施するとともに、画像診断や内視鏡検査等におけるI C TやA Iの動向を注視し、活用を検討することにより、医師の負担軽減を図り、より安全かつ質の高い医療を提供できるよう努める。

(7) 入退院支援の充実

患者の状態や社会的背景に応じて、入院前から退院を見据えて患者が安心して過ごせるよう支援する総合サポートセンターを中心に、入退院支援の充実を図る。入院時支援の対象診療科については、現在支援中の12診療科に加え、徐々に診療科を拡大し、更なる充実を図る。

(8) 医療事故防止等医療安全対策の充実

安全で安心な医療が提供できるように医療安全管理マニュアルの改正を検討するとともに、各部署への視察・指導による確認評価を実施する。

医療事故調査に当たっては、重大事故のみならず、すべての死亡例について医療安全全部で検討し、必要があれば担当医等にヒアリングを実施する。また、各部署で発生するインシデント・アクシデント報告を収集し、その根本原因分析に努める。なお、調査により明らかになった「発生要因」や「発生防止とリスク回避策」については、院内での共有化を進める。

安全管理に関する研修会については、その内容を充実するとともに、感染予防に配慮したオンデマンド形式で開催し、さらなる安全意識の向上を図る。

また、高難度な医療技術や未承認材料を用いた医療を新たに提供する際の安全確保に向けた体制を継続する。

(9) 院内感染防止対策の充実

感染制御チーム（I C T）が中心となり、週1回各部署・部門の視察・指導（院内巡

視)を行い、「院内感染対策マニュアル」の遵守状況について確認及び評価を行う。また、抗菌薬適正使用支援チーム（A S T）を中心に抗菌薬の適正使用を推進する。そして、感染防止委員会において、院内巡視後の各部署への新たな感染対策の追加指導や特に手指衛生のさらなる向上に対する改善策、抗菌薬適正使用の状況やMR S Aの新規検出状況、耐性菌発生時の指導内容についての報告を実施する。

また、「感染防止対策マニュアル」は感染症法の改正や、厚生労働省通知に併せて適時改訂し、院内へ周知を図った上で、感染防止委員会及び感染対策部、I C Tが中心となり、全職員を対象とした感染防止研修会をオンデマンド形式で開催し、全職員の年2回以上の参加を継続する。

さらに、「感染制御支援システム」を活用して、感染症の発生状況、抗菌薬・抗生物質の使用状況、臨床経過などを多面的かつ迅速に把握し、効果的な感染制御を継続する。

また、職員間でのインフルエンザウイルスやノロウイルス感染症などのアウトブレイクを防止するため、職員の健康チェックや就業制限などの管理を厳格に行う。さらに、新興感染症、再興感染症の国内発生時には、院内対応手順の策定、院内伝播の防止に努める。

1－1－2 患者・住民サービスの向上

(1) 待ち時間の改善等

当院における急性期治療から脱した患者に対する他の医療機関への逆紹介の推進や予約枠の均等配分等により、外来機能のスリム化及び平準化を図るとともに、ドクターズアシスタント（医師事務作業補助者）等スタッフの適正な配置並びに2023年1月に新たに導入された患者向け通院支援アプリの普及により、診療及び検査等の業務の効率化と迅速化を図ることで診察待ち時間の短縮に努める。

また、業務の見直しや医療機器の更新等による検査（採血、心電図、超音波等）の効率的な実施やキャッシュレス決済等による支払手法の拡大等により、検査や会計待ち時間の改善を図る。

さらに、待ち時間の実態調査（患者満足度調査「年1回」及びシステムによる調査「年4回」）や系統的な確認を継続的に実施し、患者からの意見・要望に対して、各部署において改善計画を立案し、積極的に取り組むことで平均待ち時間の短縮を図る。

(2) 院内環境の快適性向上

利用者の利便性、快適性を向上させるため、改善の必要がある場合には、病室、待合室、案内表示及びトイレ等の改修・補修を迅速に行う。

さらに、治療効果を上げるための栄養管理を充実し、患者の嗜好にも配慮したメニューを拡充するため、患者嗜好調査を実施し、一人ひとりに適した治療食を提供する。

また、感染予防に配慮した上で、地域住民からなる院内ボランティアによる院内案内や生花、院内コンサート等により、患者等が安心、快適に利用できる院内環境を提供する。

(3) 医療に関する相談体制の充実

外来初診受付付近に患者に分かりやすい相談窓口を設け、相談担当者が対応する。相談内容に応じて関係部署との連携を図り、診療内容、在宅支援、苦情、就労支援をはじめあらゆる相談に迅速に対応可能な体制を整える。

また、毎週カンファレンスを開催し、問題事項についてスタッフ間で協議、共有する。

(4) 外国人に配慮した受診支援

外国人の対応については、常勤の医療通訳の配置を継続するほか、院内の外国語表示の充実、タブレット端末や電話による医療通訳の活用、医療に関する各種書類等の外国語対応を行い、外国人患者が安心して受診できる体制を整備する。

(5) 患者中心の医療の提供及び患者満足度の向上

当センターが掲げる「患者さんの権利と責務」（「平等に安全で良質な医療を受ける権利」、「十分な説明と助言のもとに患者自身の医療を決定する権利」、「セカンドオピニオンを受ける権利」、「個人のプライバシーが守られる権利」、「医療従事者と協力して医療に参加する責務」）を推進し、県民に信頼され、患者本位の安全で良質な全人的医療を提供する。また、これらを遵守することで、患者満足度の向上（外来：80%以上、入院：90%以上）を目指す。

(6) インフォームド・コンセントの徹底及びセカンドオピニオンの推進

治療にあたって必要な情報を患者が理解できる言葉で、提供及び説明をし、納得のもとに自身の治療方針を決定できるようにインフォームド・コンセントを徹底させる。侵襲的検査・治療、重大な病状説明の場合には看護師等が同席する。

治療や検査を受ける際に、患者の権利として他施設医師のセカンドオピニオンを受けやすい環境を整備する。同時に当センターのセカンドオピニオン外来を充実させ、相談件数の増加を図る。

(7) 病院運営に関する情報発信及び意見の反映

運営の透明性を図り、患者のみならず地域住民からも信頼が得られる病院とするため、外部有識者を構成員とする「岐阜県総合医療センター運営協議会」を開催し、病院の運営、施設・環境、患者サービス等に関する意見を聴取する。

また、ホームページ、広報誌等により積極的な情報発信を行うとともに、院内の提案箱や患者満足度調査に寄せられた意見に対して早期に病院運営・管理に反映させる。

1－1－3 診療体制の充実

(1) 患者動向や医療需要の変化に即した診療体制の整備・充実

患者動向、医療需要の変化及び医療の進歩に対応するため、診療科や専門外来の新設等、患者ニーズに対応したきめ細やかな診療体制の充実を図る。

(2) 多様な専門職の積極的な活用

高度な専門的知識を有する職員に対して、その専門性に応じた待遇を柔軟に行うことでの、積極的に外部からの登用を図る。

また、再雇用制度を活用し、定年退職者等の引き続き質の高い医療の提供に寄与する職員の雇用を図る。

1－1－4 近隣の医療機関等との役割分担及び連携

(1) 近隣の医療機関との役割分担の明確化と連携強化による紹介率・逆紹介率の維持・向上

当センターと地域医療機関がそれぞれの特性を生かしながら機能分担し、患者が病状に即した医療を受診できるよう地域全体で協力し、ケアしていくため、「地域医療支援病院」として、紹介率の維持・向上（75%以上）及び逆紹介率の維持・向上（95%以上）を目指すことで、地域の医療機関との連携及び協力体制のさらなる充実を図る。

また、地域の各医療機関への積極的な訪問や予約システムの拡充により、開放型病床

登録医療機関及び登録医師数のさらなる拡大や紹介患者数の増加を目指し、「病病連携」や「病診連携」をさらに推進する。

(2) 地域連携パスの整備普及

現在運用している地域連携パスの有用性を検証し、運用実績の向上を目指す。既に運用中の急性心筋梗塞、脳卒中、大腿骨頸部骨折、ウイルス性肝炎等の連携パスについては、更なる改善・充実を図るとともに、平成23年から運用が開始された5大がん及び前立腺がんを加えた六つのがん（胃がん、大腸がん、肝臓がん、肺がん、乳がん、前立腺がん）の既存の地域連携パスについても、岐阜大学医学部附属病院等関係医療機関と共同で取り組む。また、岐阜地域医師会連携パス機構による新たな連携パス（C R—G N e t）の院内での普及及び活用に努め、運用率を高める。

(3) 疾病予防の推進

糖尿病患者に対する重症化及び合併症発症の予防や、心不全患者に対する重症化予防に取り組む。また、感染予防に配慮した上で、健康祭や糖尿病教室等の各種行事を通じて疾患予防の周知に努める。

(4) 地域の介護・福祉機関との連携強化による地域包括ケアシステムへの貢献

地域の医療機関や介護・福祉機関と連携及び協力し、安心して在宅療養ができるように入院支援室（看護師等）が積極的に関わるとともに、転院等の患者に対しても、退院支援室（看護師・MSW等）が患者の症状や家族の状況等を把握し、患者にとってより適切な機関への転院等を進める。

また、各病棟に退院支援に従事する専任の退院支援職員（看護師・MSW等）を配置し、退院前多職種合同カンファレンスを積極的に開催して、自宅退院や転院を円滑に行う。

より適切な退院、転院を進めるために、医療機関や介護・福祉機関を定期的に訪問し、各医療機関等の機能や稼動状況等を把握することで「顔のみえる連携」を目指す。さらに、ICTを活用した情報共有も積極的に行い、地域との連携を強化する。

そして、看護師等の医療従事者による退院前・退院後訪問を推進し、医療ニーズが高い患者が安心・安全に在宅療養へ移行できるように支援する。

(5) 岐阜医療圏地域コンソーシアムの活用

効率的で質の高い医療体制を確保するため、岐阜圏域の急性期を担う4つの医療機関（岐阜大学医学部附属病院、岐阜県総合医療センター、岐阜市民病院及び松波総合病院）の連携を強化する。

1－1－5 重点的に取り組む医療

高度急性期医療、急性期医療、先進医療及び政策医療といった他の医療機関では実施が困難で、地域に不足している医療に積極的に取り組み、県民が必要とする医療を提供するため、次の医療に重点的に取り組むものとし、診療機能の充実に努める。

(1) 救急医療

岐阜圏域の救命救急センターとして、救命救急センター運営マニュアルに基づき、循環器系疾患、外傷をはじめ、指肢切断、急性薬物中毒などの特殊な症例を含め全ての救急疾患（精神科疾患を除く）に対し全診療科が対応し、二次・三次救急患者を24時間体制で受け入れ、安心して受診できる体制を確保し、更なる救命救急センター機能の強化と充実を図り、「断らない医療」を目指す。

(2) 心血管疾患医療

心筋梗塞をはじめとする虚血性心疾患、慢性心不全、弁膜症、大動脈疾患、末梢血管疾患、不整脈等心血管系の疾患患者に対し、内科系の循環器内科と外科系の心臓血管外科が連携したチーム医療を推進するとともに、高齢化社会に対応した低侵襲治療を充実させることで、不整脈治療、カテーテル治療、外科的治療、ハイブリッド治療、心臓リハビリテーション等患者にとって最新で最適な治療を提供する。

(3) 周産期医療

総合周産期部（産科・胎児診療科）と新生児医療部（新生児内科）を基幹として、出生前診断・胎児治療を含め各科の枠を超えた母と子どもの総合的な高度医療を提供する。

各部門では、重症妊産婦や超早産児をはじめとして他施設では対応困難な症例に対して、専用のドクターカー（すこやか号）やドクターへリ等による母体搬送や新生児搬送を24時間体制で受け入れ、後遺症なき発育を目指す。

県下全域に影響が危惧される事案が発生した場合には、県及び岐阜県周産期医療協議会等へ報告するとともに連携し協力体制を整える。

(4) がん医療

地域がん診療連携拠点病院として各部署の機能を一層充実させ、院内がん登録数、がん相談件数等を増加させる。地域の患者と医療機関からの信頼を得るべく、あらゆる病期のがん患者に対して、診療ガイドラインに基づいた良質な医療を提供する。

若年世代のがん患者が増加していることから、就学や就労、生殖機能の温存等のニーズに対応できるように近隣の病院や専門施設との連携を強化する。

最新技術を用いて、がんの早期診断、早期治療に努めるとともに、進行がん患者に対しては、集学的治療により、さらなる治療成績の向上を図る。ロボット手術の保険収載術式の拡大に伴い、各診療科においても、先進的低侵襲治療を積極的に展開させる。

ゲノム医療については、がんゲノム医療中核拠点病院である名古屋大学医学部附属病院と連携し、遺伝子変異に基づいた個別化治療につなげるためのがん遺伝子パネル検査を推進する。

5大がん地域連携パスを活用して、一層緊密な病診連携を推進する。治療方針に苦慮する症例については、キャンサーボードに提示し、全科的な検討の上、当センターとしての治療方針を決定する。

化学療法部門では、快適な環境下で多職種スタッフが関わり、安全で質の高い化学療法ができるように運営する。

緩和ケア部門では、がん患者の外来・入院時のスクリーニングを推進し、緩和ケアチームが積極的に関われる体制を強化する。また、緩和ケア外来、がん看護外来及び緩和ケア病床の充実を図るとともに、緩和ケアの患者がいつでも緊急入院できる体制を整える。

地域連携カンファレンスや診療所訪問などを通じて、顔のみえる病診連携を進め、在宅緩和ケアなど患者の希望に沿った切れ目のない緩和ケアを展開する。

がん相談支援部門では、患者のニーズを踏まえたがん患者及びその家族の在宅医療支援や就労支援に力を入れ、利用者数の増加を図っていく。

(5) こども医療

小児医療の拠点病院として、一般の医療機関では対応が困難な重篤な小児患者を診療

科を問わず24時間体制で受け入れ、高度で専門的な医療を提供する。

小児救命救急センターとして必要な整備基準（P I C Uへの入院症例確保）を満たす体制づくりに努める。

1-2 調査研究事業

当センターで提供する医療の質の向上及び県内の医療水準の向上を図るための調査及び研究を行う。

1-2-1 調査及び臨床研究等の推進

(1) 臨床研究及び治験の推進

治験や臨床研究事業に積極的に取り組むため、治験管理部を充実させ、岐阜医療圏地域コンソーシアムを活用することで、受託件数の増加促進を図る。

(2) 大学等の研究機関や企業との共同研究の推進

臨床研究部や高度先端医療部において、治験、E B M、臨床研究、先端・先進・高度医療等の新しい医療について研究研修を推進する。

1-2-2 診療情報等の活用

(1) 電子カルテシステム等の更新

2023年1月に稼働を開始した新たな電子カルテシステムやその他の部門システムを有効活用し、医療情報等の標準化及び他医療機関との情報共有を実現することで、医療安全、医療の質の向上に努める。

(2) 電子カルテシステム等に蓄積された各種医療データの有効活用

電子カルテシステム等に蓄積された各種医療データを分析し、医療情報として院内に提供することで、医療の質向上を図るとともに、効果的・効率的な治療の実施を支援する。

また、診療録記載内容の監査、病理検査結果の患者への説明状況や画像診断結果の確認状況等を点検することにより、院内の医療従事者の総合的なレベルアップを図り、医療の安全と質の向上に寄与する。

診療情報の提供においては、ぎふ清流ネットを活用して、検査結果や放射線検査画像等を迅速に提供し、病診連携などの医療体制の強化を図る。

(3) 集積したエビデンスのカンファレンス、臨床研修、臨床研究等への活用

電子カルテシステム等に集積した院内の診療データをカンファレンス、臨床研修、臨床研究等において活用するため、診療情報管理委員会を中心に他の委員会等の協力も得たうえで、データの処理を行う。

医療の質推進委員会では、医療の質を客観的に把握するため、診療のプロセスとアウトカムに関する指標（Q I : Quality Indicator）について、日本病院会、全国自治体病院協議会及び京都大学の活動に参画し、各指標の数値を評価・分析する。また、フィードバックされた結果を院内で情報共有し、当センターのホームページ上で公開することで、Q C (Quality Control) 活動による医療の質の向上を図る。

1-3 教育研修事業

医療の高度化・多様化に対応できるよう、医師・看護師・コメディカルを目指す学生及び救急救命士に対する教育、臨床研修医の受け入れ等、地域の医療従事者への教育及び研修

を実施する。

1－3－1 医師の卒後臨床研修等の充実

(1) 質の高い臨床研修医の養成等

最先端の医療技術・知識の取得のため、各種学会や研修会、講習会等へ参加できるよう支援する。

優秀な臨床研修医を確保・育成するため、岐阜県医師育成・確保コンソーシアム及び岐阜医療圏地域コンソーシアムとの連携や各種研修シミュレーターの導入等により、研修指導医の養成を図るとともに、独自の臨床研修プログラムを充実させる。また、当センター独自の医学生向けの説明会を開催する。当センターの研修プログラムにマッチングした研修医に対しては、医師は勿論のこと、看護師、薬剤師、その他コメディカル、事務職員等、当センターのすべての職員が研修医の教育に関わり、チーム医療の一員としての優秀な医師の養成を支援する。

(2) 専攻医の育成等

平成30年度に開始された新専門医制度の下、研修基幹施設として、内科、小児科、整形外科の専攻医に対する研修を実施する。

この専攻医に対しては、専門医取得に向けた当センター独自の研修プログラムにより、スムーズに専門医取得ができるように推進する。また、岐阜医療圏地域コンソーシアム及び研修協力病院との連携や、看護部、中央検査部、中央放射線部、薬剤部等病院内の各部署の協力を得て、研修プログラムの充実を図るとともに、チーム医療が円滑に行えるよう支援する。さらに、専門医取得に向けて各種学会、研究会等への参加について支援する。

1－3－2 医師・看護師・コメディカルを目指す学生、救急救命士等に対する教育の実施

(1) 医学生、看護学生及びコメディカルを目指す学生の実習受入れ

感染予防に配慮した上で、県内医療従事者の育成を図るため、医学生、看護学生及びコメディカルを目指す学生の実習の受入れ体制を整備し、今後も積極的に実習を受け入れる。

(2) 救急救命士の病院実習など地域医療従事者への研修の実施及び充実

感染予防に配慮した上で、救急救命士等の養成を支援するため、救急救命士に対する救急搬入後の事後検討会を実施する等、病院での実習の受入れ体制を整備し、積極的に受け入れる。

1－4 地域支援事業

地域の医療機関から信頼され、必要とされる病院となるよう、地域への支援を行う。

1－4－1 地域医療への支援

(1) 地域医療水準の向上

地域の医療機関を積極的に訪問することにより連携を強化し、高度医療機器の共同利用を促進するとともに、開放型病床の利用及び開放型病床利用登録医師との共同診療を促進することにより地域医療水準の質の向上を図る。CT、MRI及び上部消化管内視鏡検査については、地域医療連携部を窓口としたFAX予約を活用し、医療機器のより効果的な活用に努める。

(2) 医師不足地域や医師不足診療科、へき地診療所等への人的支援を含む診療支援による県全体の医療の確保

へき地医療拠点病院として、医師不足地域や医師不足診療科、へき地診療所等への診療支援（人的支援）を継続して実施する。

(3) へき地医療対策の支援

岐阜県へき地医療支援機構やへき地診療所等からの代診要請等に積極的に対応し、診療支援等の人的支援を行う。

さらに、新専門医制度における研修プログラムや岐阜県医師育成・確保コンソーシアムを活用した医師不足解消に向けた取組に積極的に参加するとともに、へき地医療機関と連携し、研修の動機付け・総括等、研修医のへき地医療研修支援を行う。

1-4-2 社会的な要請への協力

医療に関する鑑定や調査、講師派遣等の社会的な要請に対する協力をう。

1-4-3 保健医療情報の提供・発信

(1) 公開講座、医療相談会等の定期的開催

県民に関心の高いテーマを取り上げ、県民向けのセミナーや各部門が情報を発信する「健康祭」や地域住民・医療者を対象とした公開講座を開催する。

(2) 保健医療、健康管理等の情報提供

広報誌「けんこう」や地域医療連携センター部広報誌「れんけい」の定期発行に加え、「けんこう」の特別号である「つなぐ」の随時発行、当センターを紹介した「診療案内」の適宜改定や病院ホームページでの掲載等を通じて、病院が有する保健医療情報を積極的に提供する。

1-5 災害等発生時における医療救護

災害等への日頃からの備えを行った上で、災害等発生時においては、医療救護活動の拠点機能を担うとともに、医療スタッフや災害派遣医療チーム（以下「D M A T」という。）の現地派遣等の医療救護活動を行う。

1-5-1 医療救護活動の拠点機能の充実

(1) 医療救護活動の拠点機能の充実

24時間対応可能な救急医療体制を維持し、災害発生時において救急・重篤患者を受け入れる。

また、災害等発生時に求められる機能が十分に発揮できるよう、実災害を想定し、机上訓練及び災害対策訓練を実施する。

さらに、災害発生時に機能を維持できるよう災害備蓄品の適切な管理を行う。

(2) 基幹災害拠点病院としての機能強化及び指導的役割の推進

地域の災害拠点病院や消防機関と連携し、災害医療の教育・研修・訓練を実施する。

また、既存の食料等の優先納入契約を継続するとともに必要に応じて見直しを行う。

1-5-2 他県等の医療救護への協力

(1) 大規模災害に対応するためのD M A T体制の確保と訓練・研修

D M A Tの複数班体制を維持し、岐阜県内外のD M A Tとの訓練・研修に派遣する

ことにより、質の高いDMA T隊員の育成を目指す。

また、災害対策備品の整備及び備蓄保管場所の整備を行う。

(2) 大規模災害発生時のDMA Tの派遣

岐阜県からの要請に基づきDMA Tを派遣する。

1-5-3 被災時における病院機能維持のための準備体制の充実

(1) 診療継続計画の継続的な見直し及び訓練等の実施

災害が発生した際に診療継続計画に基づき適切な行動ができるよう、職員に対し診療継続計画の周知を行う。また、必要に応じて継続的な見直しを行うとともに、当該計画に基づく訓練等を実施する。

(2) 診療情報のバックアップシステムの適正管理

大規模災害やシステム障害に備え、院内2か所の電算室において二重化している診療情報データや遠隔地へバックアップを行っている診療情報データの適正な維持管理に努める。

また、各部署へ配備した診療情報参照用パソコン（ローカルSS-MIXストレージ）の適正な維持管理に努める。

1-5-4 新型インフルエンザ等発生時における役割の発揮

(1) 新型インフルエンザ等発生時における受入れ体制の整備

2019年度末から発生しているCOVID-19に対して、感染が収束するまでの間岐阜県の要請に応じて、必要な病床を確保し、患者の受入れに必要な人員体制の整備、物資等の確保を行う。

指定地方公共機関として、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び業務計画に定めるところにより、岐阜県、関係市町及び医療機関と相互に連携・協力し、新型インフルエンザ等対策の実施に努める。

また、当センターの受入れ体制を確保するため、必要な物資及び資材の備蓄・整備・点検並びに施設及び設備の整備・点検を行う。

(2) 業務計画等に基づく職員への教育及び訓練の実施

業務計画等に基づき、新型インフルエンザ等の発生時に適切な医療を提供できるよう、患者の安全確保及び職員の危機意識の向上に必要な教育及び訓練を実施する。

1-6 重症心身障がい児の入所施設の運営

岐阜県が推進する総合療育の拠点として、在宅で療養を行うことが困難な重症心身障がい児のうち、人工呼吸器装着など濃厚な医療的ケアを要する児を主な対象とする医療型障害児入所施設の運営を行う。

1-6-1 医療的ケアが求められる障がい児の医療・療育体制の充実

(1) 医療型障害児入所施設の運営の継続

当センターが有する専門医療機能を活用し、濃厚な医療的ケアを要する重症心身障がい児に対する専門的な医療的ケアを継続する。

(2) 医療・療育体制の充実

入所施設の各種施設・設備を活用し、医師、看護師、リハビリテーション技師、保育士、介護福祉士、管理栄養士等の連携による療育及び機能訓練プログラムの充実を

図る。

また、訪問教育実施のための受入れ態勢の整備を行う。

(3) 入所児への在宅移行又は転院に向けた支援の実施

入所児の在宅移行又は転院に向けた支援者会議を必要に応じて開催する。

1－6－2 在宅医療支援体制の充実

(1) レスパイトケアのための短期入所機能の継続

在宅で重症心身障がい児を抱える家族の精神的・身体的負担の軽減を図るために、現在の医療型障害児入所施設内の4床（空床利用）による短期入所病床数を増やす。

(2) 家族に対する在宅医療指導等の実施

在宅移行に向けた家族への在宅医療指導を行い、障がい受容と養育の援助のための教育的入所を実施する。

また、在宅移行後も安心して地域での生活を送ることができるよう、地域の医療機関や福祉サービス事業者との連携を行う。

(3) 在宅移行後の容体悪化等に対する医療支援

かかりつけ医と連携し、在宅移行後の容体悪化等に対して、当院の小児医療機能により、救急や入院等の医療支援を実施する。

2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための取組

2－1 効率的な業務運営体制の確立

自主性・効率性・透明性の高い病院運営を行うための業務運営体制を確立するとともに、地方独立行政法人制度の特徴を最大限に活かし、業務運営の改善及び効率化に努める。

2－1－1 組織体制の充実

(1) 組織体制の充実

医療環境の変化や県民の医療需要に的確に対応できるよう弹力的な診療体制づくりを進めるとともに、迅速で柔軟性のある業務運営に努めることで、当センターが有する各種機能が最大限に発揮できる組織体制の充実を図る。

(2) アウトソーシングの導入等による合理化の推進

定型的な業務のうち委託することが効果的・効率的である業務や専門的な知識・技術を要する業務については、アウトソーシングを推進し、導入後もその委託内容や方法などの見直しを適切に行う。

(3) I C T（情報通信技術）の活用等による経営効率の高い業務執行体制の充実

人事給与システム、勤怠管理システム、旅費システム、医事会計システム、財務会計システム等の機能の見直しを随時行うとともに、各部門において働き方改革（業務の効率化）につながる新たなシステムの導入について引き続き検討を行う。また、定年を迎えた職員のうち、病院経営に寄与すると認められる職員を再雇用することで、質の高い業務執行を推進する。

2－1－2 診療体制及び人員配置の弾力的運用

(1) 人員配置の検証及び弾力的運用

各職種の職員 1人あたりの医業収入推移等を検証した上で、医療需要の動向や経営状況の変化に迅速かつ的確に対応した診療科の変更、各職種の人員配置を弾力的に行う。

(2) 効果的な体制による医療の提供

常勤以外の雇用形態を含む多様な専門職の活用等、効果的な体制による医療の提供に努めるとともに、ドクターズアシスタント（医師事務作業補助者）及び看護補助者等への業務のタスク・シフト（シェア）を推進する。

2－1－3 人事評価システムの運用

(1) 人事評価システムによる公平かつ客観的な人事制度の運用

人事評価システムにより職員の業績、職務能力、職責等を公正に評価するとともに、職員本人へ評価結果をフィードバックすることにより、職員の意欲が引き出される公平かつ客観的な人事制度の運用に努める。

2－1－4 事務部門の専門性の向上

(1) 事務部門職員の確保及び育成

経営管理機能を強化するため、病院特有の事務に幅広く精通した職員を計画的に確保・育成する。

また、各分野毎の専門性の向上を図るため、診療報酬等の医事業務や診療情報分析、病院経営に係る財務経営分析、危機管理等専門性の高い業務に関する研修への参加及び診療情報管理士や医療経営士等の病院運営に寄与する資格取得を支援する。

2－1－5 コンプライアンス（法令等の遵守）の徹底

(1) 業務執行におけるコンプライアンスの徹底

医療法をはじめとする国の法令や関係規程、法人が定める倫理方針や各種規程を遵守することで、保健所や厚生局からの立入検査及び指導に適切に対応する。

また、監事監査、内部監査、会計監査人監査等の実施により、チェック体制を確立し、コンプライアンスを確実なものとする。

岐阜県情報公開条例に基づく公文書の公開及び個人情報の保護に関する法律その他法人規程に基づくカルテ等医療情報の開示を着実に行い、医療の透明性を確保するとともに、医療情報提供の環境を整備する。

2－1－6 適切な情報管理

(1) 情報セキュリティ監視機能の充実・強化等

情報セキュリティに関する監視ツール等を活用し、情報ネットワークのセキュリティ対策、USBメモリ等のデバイス制御、メールのウィルスチェック等の当センターの情報セキュリティポリシーに基づく技術的セキュリティ対策を適正に行い、情報セキュリティ対策の推進及びチェック体制の維持に努める。

(2) 情報セキュリティに対する意識向上

職員に対する情報セキュリティ研修及び啓発を行い、情報セキュリティ意識の向上を図る。

2-2 業務運営の見直しや効率化による収支の改善

地方独立行政法人制度の特徴を活かした業務内容の見直しや効率化を通じて、収支の改善を図る。

2-2-1 多様な契約手法の導入

(1) 調達の効率化及び適正な契約事務の実施

業務内容の集約化・簡素化・迅速化・費用削減等の提案を評価するプロポーザル方式による業者選定をはじめ、複数年契約や関連性のある業務の包括委託化等多様な契約手法の導入を検討する。また、複数年契約を行うことによるメリットの有無を検討し、メリットがあるものについては、積極的に複数年契約の締結を行う。

2-2-2 収入の確保

(1) 効果的な病床管理及び医療機器の効率的な活用

病床管理部を中心とした効果的で効率的な病床管理を実施することで、在院日数の短縮及び病床利用率（87%以上）の向上に努める。

また、医療機器については、近隣医療機関との連携を密にし、共同利用等を推進することで、医療機器の稼働件数の向上に努める。あわせて、手術室の更なる効率化や外来専用手術室の増設を図り、手術件数の増加による収益確保に努める。

(2) 医療資源を最大限活用した施設基準等の適正管理

収益の向上を図るため、2022年度診療報酬改定を踏まえ、人的な医療資源を最大限活用した新たな施設基準の取得を積極的に検討する。また、既に届け出た施設基準やDPC病院群の要件指標を定期的に確認し、その安定的な維持に努める。

(3) 未収金の発生防止対策等

診療費に係る未収金の発生防止対策として、緊急に入院となった患者への面談を実施することで保険確認や支払相談に早期に着手し、未収金発生の未然防止を徹底する。

また、支払に関する相談に応じる体制の確保に加え、現金又はクレジットカード以外の支払手法の拡大を検討する。

やむなく未収金となった場合には、支払計画の作成を促すとともにその履行を確認し、早期の督促、催告を実施する。あわせて回収が困難と見込まれる未収金については、平成22年度末に開始した債権回収業務委託（弁護士法人）を引き続き実施し、効果的、効率的な未収金回収に努める。

(4) 国の医療制度改革や診療報酬改定等の迅速な対応

国の医療制度改革に柔軟に対応するとともに、2024年度診療報酬改定や随時改定の内容を早期に把握し、医療資源を最大限に活用した届出を迅速に行うことで、診療収入の確保に努める。

(5) 効率的な資金運用

現金の保管方法について、安定した債券の取得等による効率的かつ有利な資金運用を継続する。

2-2-3 費用の削減

(1) 医薬品・診療材料等の購入方法の見直し及び適正な在庫管理の徹底

医薬品及び診療材料については、ベンチマーク及び外部アドバイザーの活用により、価格交渉を行うとともに、より安価で適正な品質の同種同効品への切り替えを推進し、

購入費の削減に努める。

また、物流システムによる医薬品及び診療材料の定数設定・在庫管理を行いながら、定期的に棚卸を実施し、適正な管理を行う。

(2) 後発医薬品等の使用促進

診療に支障を来さない後発医薬品への円滑な切り替えを推進し、数量ベースでの後発医薬品使用率90%以上を安定的に維持する。また、院外処方箋については、医師に一般名処方の利用を啓発し、薬局での後発医薬品の使用促進に寄与する。

(3) 経費の削減

各種委託契約の入札条件及び契約方式を十分検討することにより委託料や光熱水費等の削減を目指す。また、電気料金の削減を目的として、照明のLED化を進める。複数年契約が終了する契約については、次期契約の契約方式の検討を行い、新たな契約を締結する。さらに、医療機器等の保守料については、医療的な安全性を十分に考慮した上で、必要最小限となるように努める。

3 予算（人件費の見積含む。）、収支計画及び資金計画

新たな第3期中期計画に基づく「2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための取組」で定めた計画を確実に実施することにより、業務運営の改善及び効率化を進めるなどして、経常収支比率100%以上、医業収支比率100%以上（重症心身障がい児施設を除く。）、職員給与費対医業収益比率50%以下（重症心身障がい児施設を除く。）の達成を目指す。

3-1 予算（2023年度）

（単位：百万円）

区分	金額
収入	
営業収益	27,489
医業収益	24,629
運営費負担金収益	1,673
重症心身障がい児施設収益	174
その他営業収益	1,012
営業外収益	199
運営費負担金収益	77
その他営業外収益	122
資本収入	6,198
長期借入金	2,347
運営費負担金	831
その他資本収入	3,020
その他の収入	0
計	33,887
支出	
営業費用	25,332
医業費用	24,468
給与費	11,899
材料費	8,257
経費	4,185
研究研修費	125
重症心身障がい児施設費用	442

	一般管理費	4 2 2
	給与費	3 3 3
	経費	8 8
	営業外費用	1 2 6
	資本支出	8, 8 1 9
	建設改良費	6, 7 0 4
	償還金	1, 9 7 6
	その他資本支出	1 3 9
	その他の支出	0
	計	3 4, 2 7 9

(注) 各項目の数値は、端数をそれぞれ切り捨てている。

そのため、各項目の数値の合計と計の欄の数値は一致しないことがある。

[人件費の見積]

期間中の給与費のベースアップ率を1%として試算している。

上記の額は、法人役職員に係る報酬、基本給、諸手当、法定福利費及び退職手当の額に相当するもの。

[運営費負担金の算定ルール]

救急医療等の行政的経費及び高度医療等の不採算経費については、地方独立行政法人法第85条第1項の規定により算定された額とする。

建設改良費及び長期借入金等元金償還金に充当される運営費負担金等については、資本助成のための運営費負担金等とする。

3-2 収支計画（2023年度）

(単位：百万円)

区 分	金 額
収益の部	2 7, 7 5 7
営業収益	2 7, 5 6 1
医業収益	2 4, 5 9 9
運営費負担金収益	1, 6 7 3
資産見返負債戻入	1 1 2
重症心身障がい児施設収益	1 7 4
その他営業収益	1, 0 0 2
営業外収益	1 9 6
運営費負担金収益	7 7
その他営業外収益	1 1 8
臨時利益	0
費用の部	2 8, 2 8 9
営業費用	2 6, 4 3 5
医業費用	2 5, 5 4 5
給与費	1 2, 1 9 1
材料費	7, 5 0 9
減価償却費	1, 9 0 3
経費	3, 8 2 6
研究研修費	1 1 6
重症心身障がい児施設費用	4 3 5
給与費	3 6 5
材料費	2 0
減価償却費	0
経費	4 9

	研究研修費	0
一般管理費		454
給与費		358
減価償却費		15
経費		79
営業外費用		1,853
臨時損失		0
予備費		0
純利益		▲531
目的積立金取崩額		0
総利益		▲531

(注) 各項目の数値は、端数をそれぞれ切り捨てている。

そのため、各項目の数値の合計と計の欄の数値は一致しないことがある。

3-3 資金計画（2023年度）

(単位：百万円)

区分	金額
資金収入	35,834
業務活動による収入	27,688
診療業務による収入	24,803
運営費負担金による収入	1,750
その他の業務活動による収入	1,135
投資活動による収入	3,181
運営費負担金による収入	161
その他の投資活動による収入	3,020
財務活動による収入	3,016
長期借入による収入	2,347
その他の財務活動による収入	669
前事業年度からの繰越金	1,946
資金支出	35,834
業務活動による支出	25,459
給与費支出	12,599
材料費支出	8,279
その他の業務活動による支出	4,580
投資活動による支出	6,843
有形固定資産の取得による支出	6,704
その他の投資活動による支出	139
財務活動による支出	1,976
長期借入金の返済による支出	1,593
移行前地方債償還債務の償還による支出	382
その他の財務活動による支出	0
翌事業年度への繰越金	1,555

(注) 各項目の数値は、端数をそれぞれ切り捨てている。

そのため、各項目の数値の合計と計の欄の数値は一致しないことがある。

4 短期借入金の限度額

4-1 限度額

10億円

4-2 想定される短期借入金の発生理由

- ・運営費負担金の受け入れ遅延、賞与の支給等による資金不足への対応
- ・退職手当等突発的な出費への対応

5 出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画 なし

6 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 なし

7 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、病院施設の整備、医療機器の購入等に充てる。

8 その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項

8-1 職員の勤務環境の向上

(1) 育児・介護との両立支援や離職防止・復職支援体制の充実

24時間保育や病児・病後児保育を継続的に実施することで、育児中の職員が安心して勤務できる環境をつくる。また、保育の質の向上や運営体制の充実等を図るため、より良い保育環境の整備に取り組む。

離職防止としては、看護師定着プログラムを継続的に実施する。

また、ワークライフバランスの実現に向け、改正育児介護休業法を確実に遂行するとともに、出産・育児の支援制度に関する手引きの改正・周知等により、女性職員のみならず全ての職員が働きやすい労務環境の改善について引き続き検討する。

さらに、仕事と生活をともに充実したものとするため、1箇月単位の変形労働時間制の利点を活かし、時間外勤務時間の縮減に取り組むとともに、年次有給休暇は年10日以上の取得を目標とし、特別休暇の取得促進、代休の取得や週休日の振替の徹底等、適切な労働時間の管理の下、職員の勤務環境に配慮する。

(2) 働き方改革の実現に向けた取組

策定した「働き方改革推進計画」に基づき、タイムレコーダー等の活用により労務管理を適正に行うとともに、働き方改革の実現に向けたドクターズアシスタント（医師事務作業補助者）の拡充及び能力開発と待遇改善をはじめ、看護補助者の安定確保、特定行為看護師やコメディカルの活用等によるタスクシフト／シェア等による業務効率化を推進する。特に、医師の働き方改革については、2024年4月から開始される時間外労働上限規制に向けて、必要な取組を実施する。

(3) 職員のモチベーション向上に資する取組

職員提案箱や職員調査等により職員のニーズを把握し必要に応じて対策を講じていく

とともに、人事評価制度や職員表彰制度による公平で客観的な評価を実施した上で、評価結果に対する処遇反映のあり方について検討し、病院で働く全ての職員が誇りを持って職責が果たせるよう、やりがいの創出に努める。

また、職員満足度の結果を踏まえ、数値の向上に向けた取組を実施する。

8-2 岐阜県及び他の地方独立行政法人との連携

医師、看護師、コメディカル等の医療従事者の人事交流など、岐阜県及び岐阜県が設立した他の地方独立行政法人との情報交換等の連携を推進する。

8-3 施設・医療機器の整備

(1) 病棟などの施設等の計画的な整備

「南棟」の建設については、建物の本体工事を11月末までに完了させ、建物内に配備する備品を配置し、年度内の供用開始を目指す。

また、老朽化した機械設備及び電気設備については、策定した更新計画に従い、順次設備更新を進める。

(2) 医療機器の計画的な更新・整備

主要医療機器の更新・整備計画に基づき、耐用年数を経過した医療機器及び新たに購入する医療機器については、県民の医療需要、費用対効果、医療技術の進展等から総合的に判断し、当センターとして担うべき機能の強化が図られるよう、計画的な更新及び整備を図る。

8-4 内部統制の充実強化

(1) 内部統制の取組

内部監査やリスク評価等の結果を法人規程、マニュアル、手順書等に適切に反映させ、継続的に見直しを行うことで、内部統制の充実強化を図る。

(2) 内部統制に対する監査及び評価

業務の内部監査を行うとともにリスクの洗い出しを行い、その評価を継続的に実施する。

(3) 災害等危機管理事案発生時における理事長の統制環境の充実強化

災害等危機管理事案発生時においては、情報共有を密にし、理事長のリーダーシップにより迅速かつ適切に対応する。また、その情報共有体制について継続的に点検・見直しを行う。

8-5 法人が負担する債務の償還に関する事項

法人が岐阜県に対し負担する債務の償還を確実に行っていく。